

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2021/No.2

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 社会保険の算定基礎届が始まります。

今年も社会保険の算定基礎届の時期がやってきました。

6月の中旬になると左のような書類が各事業所に送付されます。

面倒な手続きは・・・

「office TOKEN」

にお任せください。

◆ 算定基礎届って???

毎年7月1日現在の被保険者を対象に、4月、5月、6月に支払われた報酬(基本給のほか、家族手当・通勤手当・住宅手当・残業手当などの手当も含まれます)を届け出ることにより、9月からの標準報酬月額を決めるための届出です。決定された標準報酬月額は、9月分からの「保険料」、「保険給付」、「年金額」の計算の基礎となります。

令和3年度は7月1日(木)から7月12日(月)までの提出になります。

◆ 新型コロナウイルスの影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合の月額変更特例改定を延長します

令和3年4月から令和3年7月までの間に新型コロナウイルス感染症の影響により**休業し、報酬が著しく下がった方**のうち、一定の条件に該当する場合は特例により健康保険、厚生年金保険料の月額等級を通常の随時改定(4カ月目に改定)によらず**翌月からの改定が可能になります。**

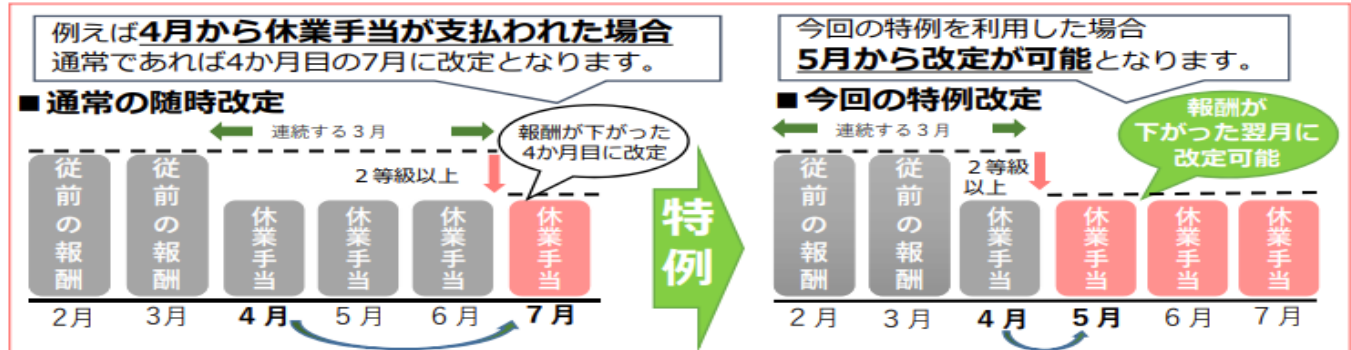
(1)対象となる方は以下、すべての要件に該当する方です

新型コロナウイルスの影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、**令和3年4月から7月までの間に「報酬が著しく低下した月」が生じた**

「報酬が著しく低下した月」に支払われた報酬総額が現在の標準報酬月額等級に比べて**2等級以上下がった**(固定賃金の変動がない場合も対象となります)

本特例措置による**改定内容に本人が書面により同意**している

(改定後の低下した月額等級に基づいて傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることになるため)



(2)対象となる保険料

休業により報酬が著しく下がった月の**翌月以降の保険料が対象**となります

※令和3年9月30日までに届出があったものが対象となり、遡及しての申請も可能です。

※本特例措置は**同一被保険者について複数回申請を行うことはできません**(被保険者1人につき1回のみです)

② 労働保険の年度更新も始まります。

社会保険と同様に労働保険年度更新のお手続きも始まります。

各事業所(事務組合委託事業所は除く)宛に左のような申告書が送付されてきたのではないのでしょうか。

面倒な手続きは…

「office TOKEN」

にお任せください。

年度更新って???

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっていて、その額は労働者に支払われる給与の総額から算定することになっております。年度ごとに概算で保険料(概算保険料)を納付し、年度末(3月)に給与総額が確定したあとに精算(確定保険料)する方法をとっております。

前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが「年度更新」の手続きです。

令和3年度は6月1日(火)から7月12日(月)までの申告・納付になります。

③ コロナ禍の交通事故発生状況 ～マイカー・自転車通勤時には遵法意識を持った運転を！～

◆令和2年の交通事故発生状況

警察庁発表の「令和2年における交通事故の発生状況等について」によれば、令和2年の全国の交通事故死者数は2,839人で、前年より376人減少し、統計を始めた昭和23年以降、最少となりました。

また、重傷者数も、前年より減少しています(27,774人、前年比-4,251人)。

その背景には、令和2年4月7日から発出されていた緊急事態宣言を受け、外出自粛等により交通量が大幅に減ったことがあると分析されています。

その一方で、東京など、交通事故死者数が増加したところもあります。これは、交通量が減ったことで、車がスピードを出しやすい環境となったからだと言われています。4～5月の東京23区内の一般道の平日の平均渋滞距離は前年同期比39%減少しましたが、この間、自動車の平均速度はコロナ前よりも5～10km/h程度上がっていると国土交通省は分析しています。また、自転車や歩行者に、交通閉塞による注意力散漫・交通違反(信号無視や横断歩道外での道路横断)があることも要因として挙げられます。



◆交通安全のための2021年の取組み事項

このような状況を踏まえ、警察庁は、2021年は「歩行者の安全確保に向けた交通安全教育や運転者に対する指導取締り」、「自転車の遵法意識の向上に向けた交通安全教育・指導取締りの推進」、「生活道路における安全確保」に取り組むとしています。

◆改めて安全運転への注意喚起を！

日常的に業務で車両を使う事業所はもちろんですが、新型コロナウイルス対応として、従業員の感染リスク(3密:密閉、密集、密接)を軽減するため、日頃から満員となる電車やバスといった公共交通機関を利用するのではなく、マイカー通勤や自転車通勤を認めることとした企業は多くあります。コロナの収束が見通せないなか、このような取組みは今後も継続されるものと考えられます。安全運転への注意喚起を十二分に行い、交通事故防止のための対策を講じていくことが必要です。